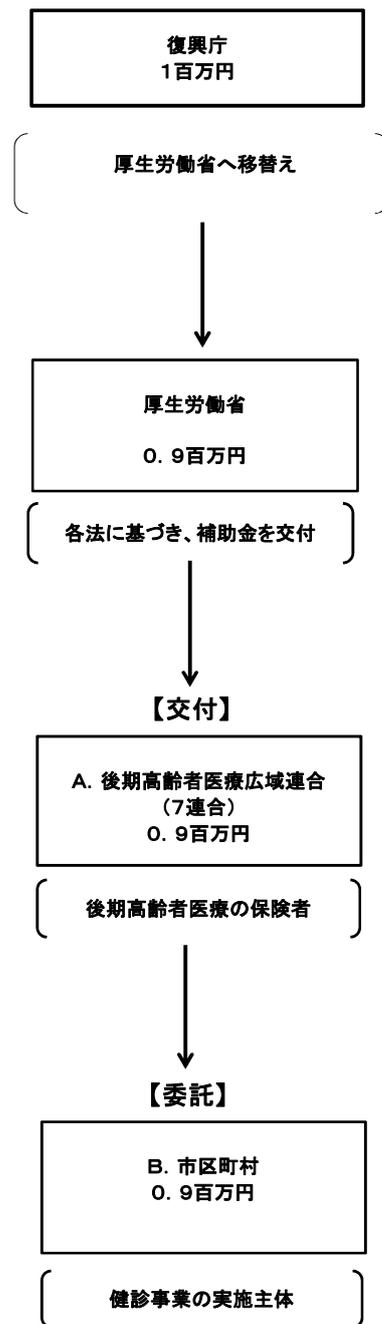


平成25年行政事業レビューシート							(厚生労働省)			
<b>事業名</b>	東日本大震災復旧・復興に係る後期高齢者医療制度事業費補助金(復興関連事業)		<b>担当部局庁</b>	復興庁		<b>作成責任者</b>				
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成24年度～未定		<b>担当課室</b>	統括官付参事官(予算・会計担当)		<b>参事官</b>	大野 秀敏			
<b>会計区分</b>	東日本大震災復興特別会計		<b>政策・施策名</b>	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進						
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	高齢者の医療の確保に関する法律第102条、125条第1項		<b>関係する計画、通知等</b>	平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る後期高齢者医療制度事業実施要綱 「平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る後期高齢者医療制度事業の実施について」(平成25年5月15日保発0515第6号保険局長通知)等						
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等に係る健康診査の受診機会を確保するために、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に対して、健康診査事業に要する経費の一部について補助するものである。									
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	①健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 被災者から徴収を免除した健康診査に係る自己負担金について補助する。 ②避難先の健診機関等での健康診査の費用と警戒区域等の広域連合が実施する健康診査に係る費用との差額への助成 被災者が避難先で健康診査を受診した場合、仮に加入保険者が健康診査を行った場合の費用との差額について補助する。 なお、平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。(補助率10/10)									
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		補正予算	括弧内は厚生労働省が計上した同様の事業(厚生労働省948(東日本大震災復旧・復興に係る後期高齢者医療制度事業費補助金(復興関連事業))の予算額を参考記載しているもの)		-	34	2	2		
		繰越し等			166	△33	-			
		計			-	-	-			
	執行額			166	1	2	2			
執行率(%)			14	0.9						
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)		
	健診事業の受診者数	成果実績	受診者数(人)		—	909	940	1,770		
		達成度	%		—	100	100			
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込		
	健診事業に係る広域連合への国庫補助確定額(実績額)	活動実績	健診補助額(千円)		—	423 (14,369)	集計中 (860)	—		
		(当初見込み)						—		
<b>単位当たりコスト</b>	健診1人あたり補助額 0.9(千円/人)			算出根拠	1人あたり補助額 (国庫補助額 ÷ 受診者数) 860千円 ÷ 940人=0.9千円					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	警戒区域等の被保険者に対する健診事業(委託料等)	2	2							
	計	2	2							

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	被災者の方々に対する健康診査の受診の機会の確保や避難先における健康診査の実施体制の整備を目的とするものであり、被災地の保険者等からの要望がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被災者の健康診査の受診機会を確保するための補助であり、国が支援すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災者に対する健康診査の機会を確保することは重要である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	健康診査の実施主体である各広域連合に補助している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	各広域連合において、効率的に事業を実施するよう努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	経費を負担する実施主体に対する直接補助である。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	当該補助金の実績報告を受けて詳細を把握しており、適切な運用がされていることを確認している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	事業の実施主体である個々の保険者が被保険者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶのではなく、代表保険者と健診機関の代表者が契約を結ぶこととして、より効率的に事業を実施することができる仕組みとしている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	健康診査の受診希望者に対して受診機会を確保することができた。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	特定健康診査事業において、40歳から75歳未満を対象とし、後期高齢者医療制度事業において75歳以上を対象として実施しているため、適切な役割分担ができています。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	059	東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査・保険指導に必要な経費(復興関連事業)	復興庁		
点検結果	被災者に対する健康診査の機会を確保するため、引き続き国による支援は必要である。				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	避難指示区域等の被災者の健康診査の受診機会を確保するため、復興に資する必要性の高い事業であり、引き続き適切な予算執行を進めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	引き続き適切な予算執行に努めていく。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年		平成23年		平成24年	38

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックごと  
 に最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A.福島県後期高齢者医療広域連合			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託料	健康診査事業 市町村への健康診査事業の委託	0.8			
計		0.8	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.後期高齢者医療広域連合

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.8		
2	東京都後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.04		
3	北海道後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.014		
4	奈良県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.005		
5	埼玉県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.003		
6	福岡県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.002		
7	岐阜県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.001		

B.市区町村

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	浪江町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.482		
2	双葉町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.109		
3	南相馬市	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.066		
4	富岡町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.041		
5	楢葉町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.036		
6	大熊町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.026		
7	葛尾村	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.021		
8	川内村	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.012		
9	川俣町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.002		
10	広野町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.001		